

## 仙北市定住対策新婚世帯家賃助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対し、家賃の一部を助成することにより、本市の若者の定住を促進し、人口減少を抑制することを目的とする。交付に関しては、仙北市補助金等交付規則（平成17年9月20日規則第39条）に定めるもののほか、必要な事項をこの要綱に定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 社宅、官舎、寮等の事業主から貸与を受けた住宅、借主（契約者）が会社名義等の本人以外の住宅、及び親族の所有又は居住する住宅、その他この助成金の趣旨に合わない住宅を除く賃貸住宅
- (2) 新婚世帯 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による本市の住民基本台帳に登録されている者及び外国人登録法（昭和27年法律第125条）第4条の規定による本市の外国人登録原票に記載されている者で、助成金の交付を初めて申請する日前3年以内に婚姻届を提出している者

### (助成金の対象者)

第3条 助成金の交付対象世帯は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 新婚世帯で、平成27年4月1日以降新たに市内の民間賃貸住宅の契約をし、入居した者であること。
- (2) 年齢が婚姻届日現在で夫婦いずれも満50歳以下であること。
- (3) 夫婦ともに助成を受けようとする民間賃貸住宅の所在地に住民登録をしていること。
- (4) 本市及び従前の居住地において市税等の滞納がないこと。
- (5) その他市長が必要と認めること。

### (助成金の額)

第4条 助成金の額は、1世帯当たり家賃の2分の1以内とし、月額上限20,000円とする。

### (助成期間)

第5条 助成期間は、初めて当該助成金の交付申請のあった日の属する月の翌月から数えて36月目までとする。

- 2 前項の助成期間において、第3条の要件を満たさなくなったときは、当該事由が発生した月までとする。

### (助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、仙北市定住対策新婚世帯家賃助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 戸籍の附票の写し又は住民票
- (3) 納税証明書
- (4) 賃貸契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 交付申請時期は、初年度を除き、毎年度4月に行うものとする。

- 3 助成金の交付の申請に係る受付は、当該年度の予算の範囲内で行うこととし、予算を超過する場

合は、第4条の規定にかかわらず、受付を停止するものとする。

(交付の決定通知)

第7条 市長は前条第1項の交付申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、申請者へ仙北市定住対策新婚世帯家賃助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(交付決定内容の変更)

第8条 申請者は、助成金の交付決定後に交付決定内容に変更が生じたときは、仙北市定住対策新婚世帯家賃助成金変更申請書（様式第2号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による提出があったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、申請者へ仙北市定住対策新婚世帯家賃助成金変更交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付決定事業の中止・休止)

第9条 申請者は、助成金の交付が決定した事業を中止又は休止するときは、仙北市定住対策新婚世帯家賃助成金中止・休止申請書（様式第7号）を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による提出があったときは、これを審査し、中止又は休止の可否を決定し、仙北市定住対策新婚世帯家賃助成金中止・休止決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 休止の決定を受けた申請者が、交付対象期間中に、助成金の交付を再開したいときは、仙北市定住対策新婚世帯家賃助成金変更申請書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

4 前項による提出があったときの取り扱いは、第8条の定めによることとする。

(助成金の請求)

第10条 助成金の交付決定を受けた者は、当該年度の3月に仙北市定住対策新婚世帯家賃助成金請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に請求するものとする。ただし、年度途中で助成期間が終了したときは、直ちに請求することができるものとする。

(1) 家賃納入証明書（様式第6号）又は家賃の支払が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第11条 市長は前条の規定により請求があったときは、これを審査し、すみやかに当該年度分の助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正行為により助成金を受領した場合、既に支給された助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。